

衣料品ブランドVETEMENTSによる訴訟、商標の「外国の同義語の法理」に関する連邦最高裁判所の判決につながる可能性

Publications

2025年10月
By: Rémi Jaffré

商標法の基本的なルールにおいては、「一般的な (generic)」名称、すなわち単に問題となっている商品そのものの種類を示す名称については、商標保護を受けることができない。例えば、「apple」という名称は、林檎の販売に使用される場合は一般名称であるため、林檎生産者はAPPLEという商標を取得できない。一方、名称が商品そのものを示すものではないため、コンピューター製造業者はAPPLEという名称で商標権を取得できる。

その名称が外国語で一般名称である場合はどうか。例えば、日本の林檎生産者が米国でRINGOという名称の商標登録を申請できるか。結論としては、「外国の同義語の法理」の下ではこれも認められない。この法理は、外国語が一般名称であるかどうかを判断する際に英語に翻訳することを裁判所に対して要請するものであり、また、混同の可能性を判断する際にも、外国語の単語が英語の商標と意味や含意において類似しているかどうかを判断すべきもの、とするものである。例えば、ある日本企業が関与した訴訟において、ニューヨークの連邦裁判所は、日本酒の酒造メーカーが「OTOKOYAMA」という名称に係る米国商標権の主張を却下し、この名称は複数の酒造メーカーによって製造されている日本酒の種類を指していると結論付けた。*Otokoyama Co. v. Wine of Japan Import, Inc.*, 7 F. App'x 112 (2d Cir. 2001)を参照。

しかし、全ての裁判所がこの法理を当然に適用するわけではない。米国特許商標庁 (PTO) の判決を審査する連邦巡回区控訴裁判所は、「米国の購入者が外国商標を翻訳する可能性が低い場合」には、この法理を適用していない。*Palm Bay Imports, Inc. v. Veuve Clicquot Ponsardin*, 396 F.3d 1369, 1377 (Fed. Cir. 2005)を参照。

連邦最高裁判所は、近いうちにこの法理の適用可否を明確にする可能性がある。今年、連邦巡回区控訴裁判所は、「vêtements」は「衣服」を意味するフランス語の一般名称であるという理由のもと、著名な衣料品ブランドの名称である「VETEMENTS」の商標登録についてのPTOの却下を維持した。*In re Vetements Grp. AG*, 137 F.4th 1317 (Fed. Cir. 2025)を参照。Vetementsは、連邦巡回区控訴裁判所が適用した外国の同義語の法理は、米国の消費者による実生活での認識を十分に考慮していない、と主張し、連邦最高裁判所に対して上告した。連邦最高裁判所がこの訴えを受理した場合、その結果得られる判決は、自国語の名称に対する米国商標権に基づく保護を求めまたは行使しようとしている外国のブランドオーナーにとって意義深いものになるといえる。

この記事はJenner & Blockニュースレターに掲載されています。

関連弁護士



Rémi Jaffré

Partner

rjaffre@jenner.com

+1 212 303 2536

関連記事

Jenner & Blockニュースレター : 2025年10月

関連分野

商標

日本プラクティス

© 2026 Jenner & Block LLP. Attorney Advertising. Jenner & Block LLP is an Illinois Limited Liability Partnership including professional corporations. This publication, presentation, or event is not intended to provide legal advice but to provide information on legal matters and/or firm news of interest to our clients and colleagues. Readers or attendees should seek specific legal advice before taking any action with respect to matters mentioned in this publication or at this event. The attorney responsible for this communication is Brent E. Kidwell, Jenner & Block LLP, 353 N. Clark Street, Chicago, IL 60654-3456. Prior results do not guarantee a similar outcome. Jenner & Block London LLP, an affiliate of Jenner & Block LLP, is a limited liability partnership established under the laws of the State of Delaware, USA and is authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority with SRA number 615729. Information regarding the data we collect and the rights you have over your data can be found in our Privacy Notice. For further inquiries, please contact dataprotection@jenner.com.

Stay Informed



